

COVID-19の大流行が日系企業にもたらす影響とその対策について—中国の法的措置・施策分析の観点から—

北京市大地律師事務所シニアパートナー

熊琳

要旨

新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という）は2019年12月から武漢市で流行が始まり、初期における認識不足のために当局で直ちに強力な感染抑止措置が取られなかったことにより、流行の範囲が急速に拡大し、患者数が急増する結果となった。中国国家衛生健康委員会（「衛生健康委員会」）では、1月20日にCOVID-19を「乙類伝染病」に位置付けるとともに、甲類（最高級）伝染病として管理することを宣告した。その後武漢市政府が1月23日に都市封鎖を宣言し、中央政府及び各地方政府はこの日から、急速に交通規制や人の移動を制限したり、企業の操業再開を制限する等の多くの強制措置を取り始めたため、一般市民の生活や企業の生産経営活動等、さまざまな社会的活動に甚大な影響もたらされた。3月上旬になると、中国国内の感染流行は概ね抑制されたものの、世界各国で感染爆発が起きるようになった。中国政府の感染対策の方針は「国内の流行抑制」から「国外からの流入防止」へと切り替えられ、具体的な感染対策措置について有効な調整が行われたが、企業、個人に対する大きな影響は続いており、今後もなお一定期間の持続が予測されている。

本稿では、中国における伝染病防止に関する法制度を簡単に紹介し、日系企業への影響が大きい防疫関連の行政措置について解説する。

キーワード：新型コロナウイルス、COVID-19、伝染病対策、中国、日系企業

1. 中国の法律における伝染病の予防と抑制に関する規制

中国政府は以前から伝染病対策の取組みを高度に重視してきた。1989年に『伝染病対策法』が公布され、その後2003年にSARS（重症急性呼吸器症候群）の感染大流行という惨事を経験した後、2004年、2013年の2度にわたり改訂された『伝染病対策法』、2003年5月に公布された『突発的公衆衛生事件応急条例』（2011年1月改定）等の関連法規や、衛生行政管理機関の度重なる改組、疾病予防抑制センター（CDC）の設立促進といった多くの方式により、伝染病対策の体制や防止力は大幅に強化されてきた。

1.1 伝染病の分類

中国の法律では、伝染病について重大性の高いものから順に甲、乙、丙の3種類に大別しており、各類別の代表的な疾病は以下に挙げる通りとなっている。

- 甲類（最高レベル）：ペスト、コレラ
- 乙類：COVID-19、SARS、エイズ、ウイ

ルス性肝炎、灰白髄炎、ヒト感染性高病原性鳥インフルエンザ等

• 丙類：インフルエンザ、流行性耳下腺炎、風疹、急性出血性結膜炎、ハンセン病、流行性及び地方性発疹チフス等
上記のうち、乙類及び丙類に指定する伝染病の増減調整を行う権限は衛生健康委員会にあり、甲類伝染病の範囲は『伝染病対策法』の修正によって調整する必要があるとされている。ただし、乙類伝染病の中で感染力が強く、重大な症状を伴う疾病については、国務院で甲類伝染病の基準により予防・抑止の措置を取ることを決定することができる。COVID-19とSARSはともに「甲類伝染病として管理する」乙類伝染病とされているため、COVID-19に対する対策レベルは、事実上最高レベルのものとなっている。

1.2 強制的防疫措置の実行という大きな権限をもつ中国政府

日本政府が公布する防疫措置は多くが「要請」という形で行われ、強制性を伴わないのとは異なり、中国の『伝染病対策

法』では明確に、中国国内の企業や個人には、政府の防疫措置に従うという強制的な義務があるものと規定されている（「中華人民共和国領域内の一切の企業・組織及び個人は、伝染病に関する当局の調査、検査、サンプル採集、隔離治療等の予防、制御措置を受け入れ、関連する状況を事実通りに提供しなければならない」）。

当局による感染対策の政策や命令を拒否し、従わない場合、以下の法的責任を負うことになる。

- 伝染病の感染拡大、流行をもたらし、他人の人身、財産に損害を与えた場合、民事賠償責任を負う。
- 政府が緊急事態のもとで法により公布した決定、命令を拒否し、従わないか、国家機関の職員の法による職務執行を妨害する等、公務妨害の行為があった場合、行政拘留（5～10日）及び罰金の行政罰を受ける。
- 衛生防疫機関により『伝染病対策法』に基づいて打ち出された感染の予防・抑止措置の執行を拒否して甲類伝染病（甲類伝染病として管理されるものを

含む)を伝染させたか、伝染させる重大な危険性がある場合、「伝染病対策の妨害罪」の疑いを構成するものとして刑事責任を問われる。中国国内全体で個人の行動履歴を偽って報告したためにCOVID-19の感染拡大を招いたとして刑事責任を追及された例は、これまでですでに複数存在している。

1.3 突発的公衆衛生事件のレベル別管理

『国家突発的公衆衛生事件応急マニュアル』の規定により、伝染病の流行が全国的又は地域的な「突発的公衆衛生事件」を構成する場合、中央政府や省級政府では、そのような事態を重大性の高い順に1級(特に重大)、2級(重大)、3級(やや重大)、4級(一般)の事態として認

定し、相応の対応措置が取られる。

COVID-19の中国国内における大流行の初期において、全国の全ての省級政府では、1月25日から1月29日までの期間中に、所轄の省市が1級の事態となったことを宣言するとともに、最高レベルの防疫措置が発動された。防疫措置の効果が表れてくるにつれ、2月21日より全国の大部分の省で事態のレベルが2~4級に引き下げられるようになり、4月18日の時点では、北京市、天津市、湖北省、河北省において1級事態が残るのみとなった。

2. 中国政府が取った防疫措置

以下のグラフに見る通り、COVID-19の流行は2020年3月上旬以前と以後の2段階、即ち「中国国内での大流行」と、「中

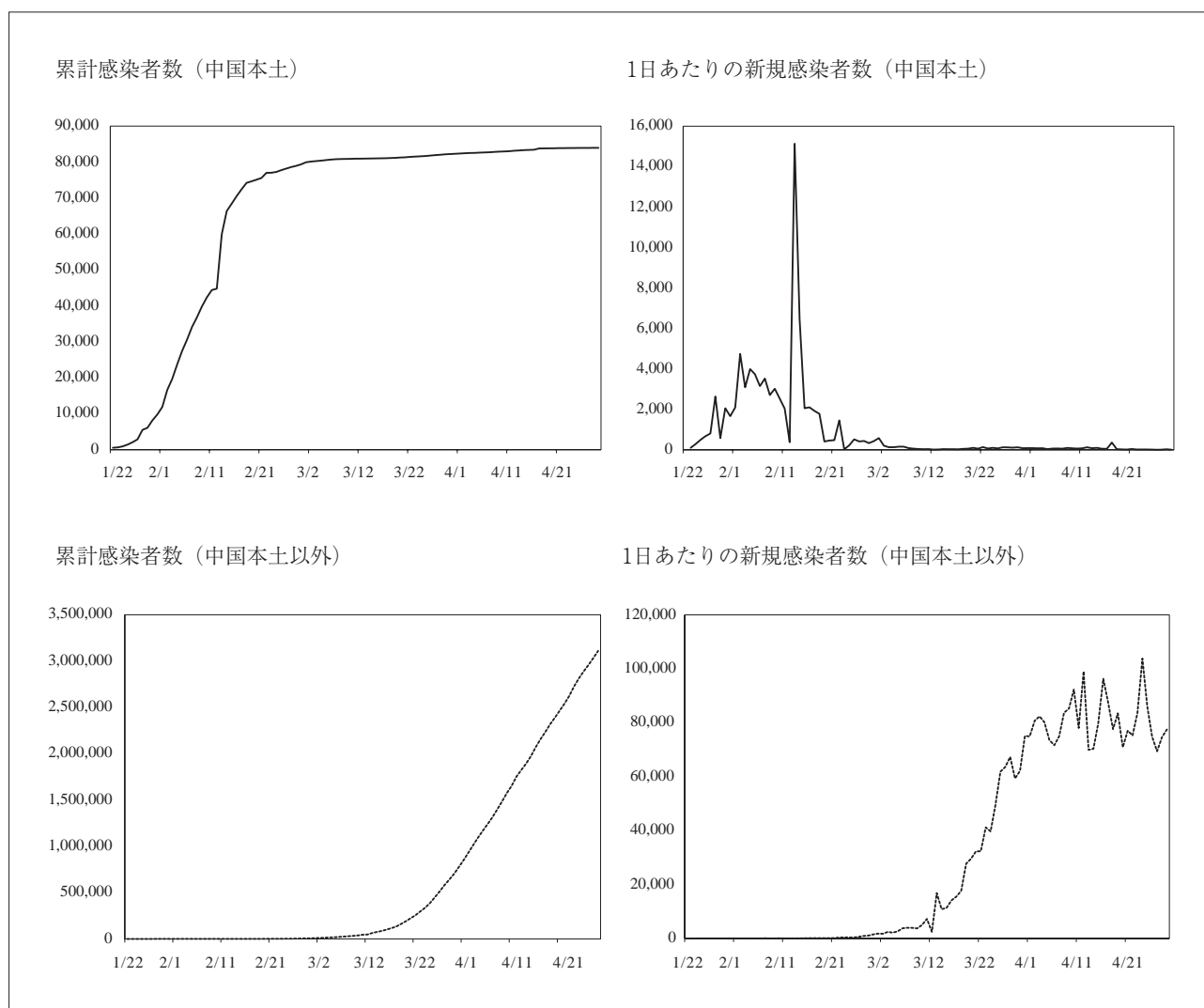
国以外の世界的範囲での大流行」に分けて捉えられ、中国政府がそれぞれの段階で取った防疫措置は異なっている。

2.1 中国国内での大流行の段階(2020年3月上旬以前)で取られた「1級事態」の防疫措置

(1) 交通規制

- 最初に武漢市で、多くの都市に出入りする省市間旅客バス及び省市間観光バスの運行を全て停止し、事実上の都市封鎖状態に入った。
- 市内公共交通はほぼ平常運転とした都市も一部あったが、多くの都市では市内公共交通の運行も停止された。
- 多くの列車が運行停止となった。
- 列車のチケット、航空券の取消手数料が免除された。

図 中国と世界における COVID-19感染者数の推移



出所:筆者作成、<https://data.humdata.org/dataset/novel-coronavirus-2019-ncov-cases>

(2) 社会活動への制限

- 各種の大型イベントが中止され、図書館等多くの公共機関の対外開放が停止された。
- 国外旅行を含む全ての団体旅行業務が一時停止され、国内旅行業務も基本的に停止された。

(3) 休暇の延長／出勤延期

- 国務院は春節休暇の最終日を1月30日から2月2日まで延長したが、北京、上海、浙江、広東等大部分の省市では出勤日を2月10日まで遅らせることを決定し、一部省市（湖北、天津）では3月になるまで企業の操業再開を認めなかった。
- 建築プロジェクトなどの工事開始日が2月10日以降に延期された。
- 学校の始業が延期された。

(4) 人員に対する全面的な監督管理体制

- 市民は外出を控え、マスクの着用や手の消毒等、積極的な自己保護措置を取るよう勧告された。
- 感染地域（湖北省）から北京に戻る／訪れる人員について、登記のうえ14日間の自宅観察を行い、健康状況を毎日報告させた。
- 居住者の多い社区（団地）では出入りの制限・登記管理が実行された。
- 全ての鉄道駅、地下鉄駅で体温検測を実施した。
- 感染の疑いのある者は確認次第直ちに隔離された。

2.2 中国以外の世界的大流行（2020年3月上旬以降）

中国では2月に感染者数が増加しピークに達した後、3月になると国内の新規感染者数が大幅に減少するようになり、中国政府による防疫政策にもいくつかの変化が見られるようになった（以下に記述する防疫措置の具体的内容は、2020年5月20日時点のもの）。

(1) 防疫政策の方針調整

習近平国家主席は3月10日に武漢市を視察した際、中国国内の感染対策には「段階的な重要な成果」が見られたとして、その後における感染対策の重点を「国内の流行抑制」から「国外からの流入防止」に切り替えることを提起した。

また、前期に行われた人の移動の制限、交通規制等の厳格な防疫措置が、企業の正常な生産経営活動の回復を妨げ、人々の消費を大幅に減退させ、中国経済の発展に極めて深刻なダメージを与えたとして（中国統計局の公表データでは、2020年の第1四半期における中国のGDP成長率はマイナス6.8%である）、感染の予防・抑止の保証を前提とする「早急な企業の操業再開、正常な社会生活の回復」が新たな重要方針として加えられた。

(2) 感染対策の経験蓄積につれ、ビッグデータ技術に基づく新たな防疫手段を導入

① 地域別のリスク評価及びレベル別管理の制度を確立した。ビッグデータの分析に基づき、特定地域（省、市、県）における患者数とリスクの大きさから、その地域の危険性レベルを低、中、高のいずれかに確定する。低リスク地域においては、可能な限り制限措置を減らすか取り消し、「早急な企業の操業再開、正常な社会生活の回復」の方針を優先して執行する。中レベル、高レベルの地域では、依然として感染対策が最重要任務となる。

低、中、高それぞれのリスク地域の範囲は、感染流行状況の変化に伴い絶えず変化するものであり、現在一部の地域では全体が低リスク地域となっているところもあるが、なお随時所在地の地方政府が公布する認定情報に注意する必要がある。

② 自然人（中国籍者、外国籍者ともに適用）の健康コード制度を確立した。ビッグデータ技術により各個人の行動履歴等の情報を収集・分析し、システムによる評価結果に基づき、個人について緑色コード（安全）、黄色コード（要注意）、赤色コード（リスクあり）をアプリ上に表示する。緑色コードが表示されている人は、生活や勤務の中で受ける制限がより少なくなり、居住する省市内での移動はほとんど制限されないが、以下の点に注意する必要がある。

- 全国統一の健康コードシステムが形成されていないため、異なる省市間における健康コードの相互認証が完全

には実現されていない。省市を跨ぐ人の移動には依然として14日間の隔離が要求される可能性があるため、異なる省市間で重複して隔離措置を受ける潜在的リスクが存在する。

- まれに「健康コードが緑から赤に変わる」という原因不明の状況が発生することがあるが、発生したら直ちに当局に原因を確認のうえ、システムのミスによる問題をなるべく早急に解決し、利用に不便が出ないようにする必要がある。

(3) 重点防疫対象の変化

① 中国国内の企業や個人に対する防疫措置の大幅な緩和

- 地方政府が企業に対して設ける操業再開の条件が大幅に緩和され、現在ではほとんどの企業ですでに操業再開が実現されている。
- 人の移動に対する制限はすでに大幅に減少しているが、完全に解除されたわけではなく、社区やオフィスビル等の出入証制度や外部地域への移動に関する政策はいまだに執行されている。
- 公共交通機関の運行、物流輸送システムの運行はほぼ回復し正常化している。
- 人の集まる大型イベントは、依然開催が禁止されている。

② 水際対策の大幅強化

- 国際線フライトが大幅に減便され、1つの航空会社が外国と中国の間で運行できる国際便は1週間に1便のみに制限されている。
- 全ての入国者に対し、中国に入国後14日間の指定施設での隔離とPCR検査が義務付けられている。
- 3月28日以前に外国人に発給されたビザの効力が中止され、ビザ免除の政策も暫定的に執行が停止されている。

③ 特別な状況：常に強化されている北京市の防疫措置

北京市は首都としての特殊性と、2003年に中国を震撼させたSARSの忘れがたい記憶から、規制措置の緩和が続くその他の省市の状況とは異なり、北京市の防疫措置は第2段階に入ってからかえって

強化され続けている。以下の防疫措置の執行により、北京市は事実上の封鎖状態となっているため、特に留意する必要がある。

- 北京から他の省市に出張して北京に戻る人員を含む、高・中リスクの地域から北京に入る人員のほぼ全員に対し、PCR検査報告を提出したうえ、14日間隔離するよう求める。
- 北京を目的地とする国際便は、他の地方空港に着陸して乗客全員についてPCR検査を行ったうえ、検査で不合格となった乗客はその地方で隔離を行い、検査に合格した乗客は当機で北京に移動し、北京に到着後14日間の集中隔離を行うものとする。
- 武漢市等の一部の都市から出発する、北京を目的地とする航空便や列車はいまだに運行を再開していない。

3. COVID-19が日系企業にもたらす影響およびその対策

3.1 従業員が会社に出勤できない場合の賃金支払いをどうするか

現地法人が操業を再開できないか、都市封鎖、地域の封鎖、隔離措置の実施等が原因で従業員が出勤できなくなる状況がまれではなく、多くの現地法人で収入が大幅に減少している状況と重なり、一定の人件費支出の削減によって企業の損失を減らすことに、多くの企業の関心が集まっている。

この問題について、人力資源社会保障部、全国総工会等5つの機関が2月7日に合同で公布した『新型コロナウイルスによる肺炎の感染対策期間における労使関係安定の取組みを適切に行い、企業の操業・生産再開を支持することに関する意見』では、以下のような指導意見が提示されている。

- (1) 期限までに出勤を再開することができない従業員に対し、協議の方式により解決することを奨励する。
 - 従業員に在宅勤務により業務上の任務を遂行させる。
 - 在宅勤務をさせることができない場合、年次有給休暇や企業が独自に設ける各種の休暇を優先して使用する

ることについて、従業員と協議する。

- (2) 出勤を再開できるにもかかわらず正当な理由なく出勤しない従業員に対しては、企業が法律や就業規則の規定により処分を与えることができる。
- (3) 正常に勤務できない従業員に対する賃金待遇規定
 - 各種の休暇を全て使用してもなお正常に出勤できない従業員について、企業が従業員と協議し合意すれば以下の賃金支払い方法を採用することを認める。
 - 1回目の賃金支払周期内においては労働契約に規定された基準により賃金を支払う。
 - 2回目以降の賃金支払周期においては、関連規定により生活費（現地の最低賃金基準の70～80%）を支払う。
 - 法による隔離措置を受けるため正常に労働を提供できない従業員に対し、企業は正常に労働を提供したものととして賃金を支払わなければならない。
 - 隔離期間が終了した後、なお勤務を停止して治療を受ける必要がある従業員については、医療期間の関連規定により賃金を支払う。

このように、現行の政策では、正常に勤務できない従業員に対し、企業が一方的にその賃金基準を変更する権利が付与されているわけではなく、全ての変更は企業が従業員と協議し合意したうえで実行しなければならないとされている。協議しても合意に至らなければ、客観的な原因により勤務できない従業員にも正常に賃金を支払う義務があるとされていることは、企業にとって大きな負担となる。このため、いかにして上記の指導意見に基づき従業員と協議し、一時的な賃金調整案を受け入れるよう従業員を説得するかという方法やテクニックが極めて重要なものとなる。

3.2 操業再開が遅れている現地法人における対策

現地法人で早期に操業を再開することは、損失の減少にとり非常に重要なことであり、早期に操業を再開できない原因が数多くある中で、実際に直面している原因に

適した対策を講じる必要がある。

- (1) 企業所在地の地方政府が提示する過度に厳しい操業再開の条件により、企業で大量のマスク、防護服、ゴーグル等の防疫物資を準備しなければならないとされるが、供給不足のために企業が十分な数量の物資を買い揃えることが難しいといった状況がある。このような場合は速やかに政府の担当者に交渉し、過度に厳しい操業再開条件を調整してもらい、企業が速やかに条件を達成し、操業を再開できるよう説得する必要がある。
- (2) 一部の従業員が隔離されているために出勤従業員数が不足する問題について、所在地の地方政府に申請することで、会社の所在地に戻った従業員が、自宅と会社の2点を結ぶ移動に限り、外出の許可を得ることができる。
- (3) 物流の停止により原材料や部品の仕入れができなかったり、企業の製品を顧客のもとに納品できない、さらには、川上のサプライヤーの操業再開が遅れたことにより十分な原材料や部品が仕入れられないといった状況について、企業所在地の地方政府に物流会社の所管機関や川上のサプライヤーの所在地の地方政府との交渉を依頼し、サプライチェーンや物流チェーンの早期回復の実現をはかる。

3.3 操業停止による企業の損失を減らすために打ち出された救済政策の積極的な活用

最近中国では、税の減免、企業が納付した失業保険料の返還、社会保険料の減免や納付猶予等を含む企業救済政策が数多く制定された。社会保険料の減免を例にとると、企業がこれを十分に活用することで、かなりの経済負担を減少できるものとなっている。

(1) 養老保険、労災保険、失業保険の保険料減免

- ① 湖北省以外の省市において、中小・零細企業の社会保険3項の企業負担部分の徴収を免除し、免除期間は5カ月を超えない。大企業等については企業負担部分の徴収額を半減することができ、減額徴収期間は3カ月を超えない。

具体的な減免率及び期限は、各省市で決定されるものとなるため、省市により差異がある。北京市では以下のような具体的規定となっている。

- 2月から4月まで、大企業等の社会保険3項の企業負担部分について徴収額を半減する。
 - 2月から6月まで、中小・零細企業の社会保険3項の企業負担部分を免除する。
 - 困難のある企業については、認可を受ければ社会保険3項の保険料納付猶予を申請でき、毎月の保険料納付期限の猶予期間は原則として6カ月を超えず、今年の12月20日までとする。従業員と協議し合意すれば、企業が代理納付する個人負担部分の納付を併せて猶予することができる。
- ② 湖北省では規模を問わず企業負担部分の徴収を免除し、免除期間は5カ月を超えない。
- ③ 困難のある企業は納付猶予を申請することができ、延長期間は原則として6カ月を超えず、延長期間中の延滞金は免除される。

(2) 医療保険料(出産保険を含む)の減免

- ① 2月より、各省市では従業員医療保険の企業負担部分につき徴収額の半減を実行することができ、免除期間は5カ月を超えない。北京市では徴収額を半減する期間は2月から6月までとし、企業負担部分の料率が5.4%に調整されている。
- ② 納付猶予政策は継続することができ、納付猶予期間は原則として6カ月を超えないが、納付猶予期間中の延滞金は免除される。北京市では一般に納付猶予期間は3月末までとされているが、食品や旅行等の特定業界の企業では

認可を取得すればさらに7月末までの猶予が認められる。

3.4 日本人駐在員、出張者のビザ問題

中国外交部、国家移民管理局が3月26日に公布した公告により、3月28日0時より、外国人の現有の有効な査証及び居留許可による入国が暫定的に停止された(外交、公務、礼遇、乗務員査証は除く)うえ、その他の査証免除入国政策についても暫定停止となり、以下のような複数の面から日系企業に重大な影響を及ぼしている。

(1) 多くの日系企業では社内人事制度が4月始まりとなっているため、ビザ政策の変更は現地法人の人事手配や正常な運営に大きな影響をもたらしている。3月28日までに中国に入国していなかった新任駐在員は中国に渡航できなくなり、3月28日まで中国に駐在していた現任駐在員はいったん中国を離れると再入国できなくなるため、現地法人の正常な運営を保証するために、現任駐在員の駐在期間を延長する必要がある。

(2) Mビザを取得して中国国内のプロジェクトに対応していた出張者が、いったん離れると中国への再入国ができなくなり、同じプロジェクトに関与する担当者も同様に入国できないため、出張者が中国国内に留まりプロジェクト対応が中断しないようにする必要がある。Mビザには1回の中国滞在につき30日もしくは90日という期間の上限があるが、国家移民管理局公布の「滞在期間を自動的に2カ月間延長する」という特別政策により、出張者は中国国内に連続90日間もしくは150日間にわたり滞在することが可能となった。国家移民管理局では感

染流行の経過を見て滞在期間を再度自動延長する可能性があり、これに関する動きが注目されている。

3.5 現地法人の社内不正防止

ビザの制限や日本本社の安全対策等のために、一定期間において現地法人に日本人が駐在せず、その間中国人の高級管理職による管理を行うことになった場合、職務横領、自己取引、社印の随意使用(虚偽の契約締結等)、虚偽の費用精算、虚偽の領収書使用等の社内不正問題が行われることのないよう十分に注意する必要がある。インターネットの手段により現地法人の経営を遠隔監督し、社印の使用、財務管理、人事管理等の重要事項の状況を随時把握するといった対策が有効となる。

4. まとめ

COVID-19の流行範囲やダメージの程度は全ての人の予測を超えるものであり、感染流行の経過も、過去のその他の伝染病の流行状況とは全く異なり、予測不可能性が極めて高く、現在もおお世界的な大流行がいつ収束するかの予測がつかず、中国政府の取る防疫措置もいつになれば解除されるのか目処が立たない。しかしながら、中国政府による防疫措置は感染流行の経過に伴い随時調整されるため、政府の防疫方針に十分注目し、防疫の措置や手段の変化に応じて速やかに有効な対策を講じることこそが、企業の感染対策期間における損失を最大限減少させ、困難な時期を無事に乗り越えるための重要課題となることは間違いない。